

埼玉県産業技術総合センター職員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県産業技術総合センター職員又は職員のグループ(以下「職員等」という。)で顕著な業績があり、他の職員の模範として推奨するに値するものを表彰し、もって職員の勤労意欲を高揚し、業務能率の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

一 技術支援部門表彰

二 研究部門表彰

三 その他の業務部門表彰

2 技術支援部門表彰は、依頼試験、機器開放及び技術相談等において抜群の努力をし、顕著な業績をあげたものについて行う。

3 研究部門表彰は、研究及び特許の取得等において抜群の努力をし、顕著な業績をあげたものについて行う。

4 その他の業務部門表彰は、第2項及び第3項以外の業務において抜群の努力をし、顕著な業績をあげたものについて行う。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる職員等は、次のとおりとする。

一 主幹級以下の職員

二 主幹級以下の職員を中心とするグループ

(表彰の方法)

第4条 表彰は、センター長が表彰状を授与して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要がある場合には、臨時に行うことがある。

(表彰の推薦)

第6条 第2条第2項から第4項に該当する職員等があるときは、当該職員等の属する室・所の副室長級職員(副課長級職員が不在のラインは課長級職員。以下「副課長級職員等」という。)は、センター長に推薦するものとする。ただし、副課長級職員等は、推薦に当たり、被推薦者の直属監督者である室長又は担当部長等の意見を聴取して行うことができる。

(審査会)

第7条 表彰を公正かつ適切に行うため、産業技術総合センター職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成は次のとおりとする。

会長 センター長

副会長 副センター長

委員 企画・総務室長、材料技術・事業化支援室長、生産技術・事業化支援室長及び北部研究所長

(審査会の運営)

第8条 審査会は、被表彰者の選定について必要な事項を審査し、その可否を決定する。

2 審査会は、会長が招集する。

3 審査会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(秘密の保持)

第9条 委員等は、審査会の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画・総務室総務・経理・管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別にセンター長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。